

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの【第2・四半期】

(独立行政法人名:日本学生支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
2012年度日本留学フェア(韓国・釜山)の実施に係る業務委託	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年7月3日	社団法人釜山韓日交流センター 韓国釜山広域市釜山鎮区東川路 116 韓信VAN O/T 1501-2号	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日韓双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、外国での契約であること及び事業を効果的に実施する者が特定されることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	7,850,279	—	—	日本留学の事情及び現地の留学事業に精通していること及び日韓双方の高等教育機関ネットワークを活用することが必要であるが、当該要件を満たす者が他にいないため	19	
2012年度日本留学フェア(インドネシア、ジャカルタ・スラバヤ)の備品手配、人員手配等に係る業務委託	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年7月3日	インドネシア元日本留学生協会 (PERSADA) JL.Radin Inten II, Kampus UNSADA Pondok Kelapa, Jakarta 13450 Indonesia	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日・インドネシア双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、外国での契約であること及び事業を効果的に実施する者が特定されることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	1,173,095	—	—	日本留学の事情及び現地の留学事業に精通していること及び日・インドネシア双方の高等教育機関ネットワークを活用することが必要であるが、当該要件を満たす者が他にいないため	19	
2012年度日本留学フェア(韓国、ソウル)の実施に係る業務委託	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年7月4日	社団法人韓日協会 ソウル市瑞草区瑞草洞1319-11 斗山B/D701號	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日韓双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、外国での契約であること及び事業を効果的に実施する者が特定されることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	10,319,573	—	—	日本留学の事情及び現地の留学事業に精通していること及び日韓双方の高等教育機関ネットワークを活用することが必要であるが、当該要件を満たす者が他にいないため	19	
2012年度日本留学フェア(タイ、バンコク・チェンマイ)の実施に係る業務委託	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年7月4日	タイ国元日本留学生協会 (OJSAT) 1/7 Sibunruang 2 Building, Convent Rd., Silom, Bangkok 10500 Thailand	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日タイ双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、外国での契約であること及び事業を効果的に実施する者が特定されることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	6,461,786	—	—	日本留学の事情及び現地の留学事業に精通していること及び日タイ双方の高等教育機関ネットワークを活用することが必要であるが、当該要件を満たす者が他にいないため	19	
2012年度日本留学フェア(ベトナム、ハノイ・ホーチミン)の認可申請等、広報及び人員手配等に係る業務委託	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年8月7日	ベトナム元留学生協会(JAV) 105A QUAN THANH, HANOI, VIETNAM	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日・ベトナム双方の高等教育機関ネットワークを活用できることが必要であるが、外国での契約であること及び事業を効果的に実施する者が特定されることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	2,384,000	—	—	外国での契約であること及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
2013年度日本留学フェア(大学間交流促進プログラム:北米)の実施に係る展示スペース等の申込	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年8月23日	NAFSA: Association of International Educators 1307 New York Ave. NW 8th Floor, Washington, DC 20005	本フェアの主催者であるNAFSAが運営を行っており、他に委託することが許されないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	3,297,024	—	—	本フェアの主催者であるNAFSAが契約相手先を指定しており他に委託することが許されないため	19	
平成24年度日本留学フェア(国際教育展:マレーシア、クアラルンプール)の実施に係る業務委託	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年8月28日	マレーシア元留日学生協会 (JAGAM) No. 88, Jalan SS 2/4, 47300 Petaling Jaya, Selangor, MALAYSIA	本フェアの実施に当たり、実施都市において我が国への留学を検討している者に対し、効果的に広報及び現地における諸準備を実施するため、日本留学の事情及び現地の留学事情に精通していること及び日・マレーシア双方の高等教育機関ネットワークを活用することが必要であるが、外国での契約であること及び事業を効果的に実施する者が特定されることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号(外国で契約をする場合)に該当するため	非公表	1,154,853	—	—	外国での契約であること及び事業を効果的に実施することが可能な者が特定されるため	19	
2012日本留学フェア(国際教育展:マレーシア)の実施に係る展示スペース等の申込	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成24年8月31日	Facon Exhibitions Sdn. Bhd. No. 10B, Jalan Desa Jaya Taman Desa 58100 Kuala Lumpur, Malaysia	本フェアの主催者であるFacon Exhibitions Sdn. Bhd.が運営を行っており、他に委託することが許されないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため	非公表	4,985,329	—	—	本フェアの主催者であるFacon Exhibitions Sdn. Bhd.が契約相手先を指定しており他に委託することが許されないため	19	

〔注〕

1. 本表は、「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象としている。
2. 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載している。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載している。
4. 「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、以下の類型区分(1～19)の番号を記載している。
 - 1: 法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの
 - 2: 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
 - 3: 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
 - 4: 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
 - 5: 当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)
 - 6: 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等
 - 7: 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等
 - 8: 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)
 - 9: 郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)
 - 10: 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
 - 11: 美術館等における美術品及び工芸品等の購入
 - 12: 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの
 - 13: 緊急の必要により競争に付することができない場合
 - 14: 競争に付することが不利と認められる場合
 - 15: 秘密の保持が必要とされている場合
 - 16: 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合
 - 17: 特例政令に相当する規定に該当する場合
 - 18: 国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約
 - 19: その他、上記類型区分に分類できないもの